8　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び第六項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

9　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項、第六項及び第七項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び第七項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項、第六項及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

10　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第四項及び第七項に規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、電話による航空情報（電話による飛行場航空情報（電話による航空情報であって飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11　（略）

12　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第十項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　（略）

2　航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること。

二　電話による航空通信の実施に関すること（空港出張所及び航空管制通信官の所掌に属するものを除く。）。

3　成田空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（航空管制官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空機の航行の方法に関すること。

三　（略）

四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。

五～七　（略）

8　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

9　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項、第六項及び第七項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び第七項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

10　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、電話による航空情報（電話による飛行場航空情報（電話による航空情報であって飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）並びに次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

11　（略）

（新設）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　（略）

2　航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

二　電話による航空通信の実施に関すること（航空管制通信官の所掌に属するものを除く。）。

3　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに航空管制官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空機の航行の方法に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五～七　（略）